

普通預金（照合表口）規定新旧対比表

旧	新
<p>1. 取引開始時の届出事項 預金取引を新たに開始するときは、当行所定の<u>申込書</u>に名称、住所、生年月日（法人の場合は設立年月日）その他の届出事項を<u>記入して印章を押印のうえ提出してください</u>。</p> <p>5. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が後記第16条第2項の各号、第3項の各号、および第4項のいずれかに該当する場合、受入れをお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">(追加) {</p> <p>(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>7. 預金の払戻し (1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。</p> <p style="text-align: right;">(追加) {</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>(4) 当行が別に定める時限以降にこの預金口座に受入れした資金は、入金日における各</p>	<p>1. 取引開始時の届出事項 預金取引を新たに開始するときは、当行所定の<u>方法により</u>、名称、住所、生年月日（法人の場合は設立年月日）その他の届出事項を<u>届け出てください</u>。当行は、<u>法令で定める本人確認、口座の利用目的等の確認に加え、当行所定の確認を行います</u>。当行は当行の判断で預金口座の開設をお断りすることがあります。</p> <p>5. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が後記第16条第2項の各号、第3項の各号、および第4項のいずれかに該当する場合、受入れをお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) <u>為替による振込金の受入れの際に、当行は取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、振込金の受入れをお断りできるものとします。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>(3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>7. 預金の払戻し (1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。<u>ただし、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>(4) 当行が別に定める時限以降にこの預金口座に受入れした資金は、入金日における各</p>

旧	新
<p>種料金等の自動支払には充当しません。</p> <p>15. 取引等の制限 <u>(追加)</u></p> <p>(1) <u>預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>(追加)</u>払戻し等の預金取引の<u>(追加)</u>一部を制限することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u> {</p> <p><u>(3)</u> 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、<u>次の取引について制限を行うことができるものとします。</u></p> <p>① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引 ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般 ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</p> <p>(4) 第1項から<u>第3項</u>に定めるいずれの取引の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに<u>前3項</u>の取引等の制限を解除します。</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u> {</p>	<p>種料金等の自動支払には充当しません。</p> <p>15. 取引等の制限・<u>謝絶</u></p> <p>(1) <u>当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。</u></p> <p>(3) <u>1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、<u>次の取引を含む入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することができるものとします。</u></p> <p>① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引 ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般 ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</p> <p>(5) 第1項から<u>第4項</u>に定めるいずれの取引<u>等</u>の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに<u>前4項</u>の取引等の制限を解除します。</p> <p>(6) <u>この預金口座の取引の際に、当行は、法令で定める本人確認、預金口座の利用目的等の確認のほか、当行所定の確認のため、取引内容に関する資料の提示等の手続を求めています。この場合、当行が必要と認めるときは、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部をお断りできるものとします。</u></p> <p>(7) <u>第1項から第6項により生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>